

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：風営適正化法施行規則
根 拠 条 項：第45条
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：凡例 「風営適正化法施行規則」、「規則」 ：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 （昭和60年国家公安委員会規則第 1 号）

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：	風営適正化法施行規則
根 拠 条 項：	第55条第 2 項において準用する第45条
処 分 の 概 要：	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	
審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：	14日以内
申 請 先：	申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ 先：	兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	凡例 「風営適正化法施行規則」、「規則」 ：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 （昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号）

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：	風営適正化法施行規則
根 拠 条 項：	第61条第 2 項において準用する第45条
処 分 の 概 要：	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	
審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：	14日以内
申 請 先：	申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ 先：	兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	凡例 「風営適正化法施行規則」、「規則」 ：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 （昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号）

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：	風営適正化法施行規則
根 拠 条 項：	第66条第 2 項において準用する第45条
処 分 の 概 要：	店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	
審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：	14日以内
申 請 先：	申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ 先：	兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	凡例 「風営適正化法施行規則」、「規則」 ：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 （昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号）

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：	風営適正化法施行規則
根 拠 条 項：	第72条第 2 項において準用する第45条
処 分 の 概 要：	無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：	兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：	
審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：	14日以内
申 請 先：	申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 合 せ 先：	兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3418）
備 考：	凡例 「風営適正化法施行規則」、「規則」 ：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 （昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号）